

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社プロスペクトと称し、英文ではProspect Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- (2) 建築及び土木工事の設計、施工、監理及び請負
- (3) 内装仕上工事の設計、施工、監理及び請負
- (4) 鋼構造物工事の設計、施工、監理及び請負
- (5) タイル、れんが、ブロック工事の設計、施工、監理及び請負
- (6) 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務
- (7) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (8) 自然エネルギー等を利用した発電及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8億7,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

2. 当社は、監査等委員である取締役10名以内を置く。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

（取締役会の招集）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に

対して剰余金の配当をすることができる。

2. 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第118回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

以 上

沿 革	
改正	1969年 1 月31日
	1969年 7 月31日
	1973年 1 月29日
	1975年 1 月30日
	1982年 8 月27日
	1986年 8 月29日
	1987年 8 月28日
	1990年 8 月30日
	1991年 6 月27日
	1992年 6 月26日
	1993年 6 月29日
	1994年 6 月29日
	2001年 6 月28日
	2002年 6 月27日
	2003年 6 月27日
	2005年 6 月28日
	2006年 6 月28日
	2009年 6 月24日
	2013年 6 月26日
	2014年10月 1日
	2015年 6 月26日
	2017年 6 月28日
	2018年 6 月28日
	2018年10月 1日

	2019年 6 月27日
	2020年 6 月 1 日